パイプたばこ	Mazaya Mixed Berries	50.0ｇ	箱	ヨルダン	1,350円
パイプたばこ	Mazaya Orange	50.0ｇ	箱	ヨルダン	1,350円
パイプたばこ	Mazaya Orange Chocolate	50.0ｇ	箱	ヨルダン	1,350円
パイプたばこ	Mazaya Orange Cream	50.0ｇ	箱	ヨルダン	1,350円
パイプたばこ	Mazaya Orange Mint	50.0ｇ	箱	ヨルダン	1,350円
パイプたばこ	Mazaya Peach	50.0ｇ	箱	ヨルダン	1,350円
パイプたばこ	Mazaya Rose	50.0ｇ	箱	ヨルダン	1,350円
パイプたばこ	Mazaya Strawberry	50.0ｇ	箱	ヨルダン	1,350円
パイプたばこ	Mazaya Tropicano	50.0ｇ	箱	ヨルダン	1,350円
パイプたばこ	Mazaya Twist	50.0ｇ	箱	ヨルダン	1,350円
パイプたばこ	Mazaya Two Apple	50.0ｇ	箱	ヨルダン	1,350円
パイプたばこ	Mazaya Two Apple Mint	50.0ｇ	箱	ヨルダン	1,350円
パイプたばこ	Mazaya Vanilla	50.0ｇ	箱	ヨルダン	1,350円
パイプたばこ	Mazaya Watermelon	50.0ｇ	箱	ヨルダン	1,350円
パイプたばこ	Mazaya Watermelon Mint	50.0ｇ	箱	ヨルダン	1,350円

公　示　送　達

特許法第191条（商標法第77条第５項において準用する場合を含む。）第１項の規定に基づき、次のとおり公示する。

送達を受けるべき者 住所	氏名	送達する書類 事件の表示	書類名
東京都文京区千石１－６－24　徳川マンション202	笠原　修一	商願2014―004174	出願却下の処分の謄本
英領バージン諸島トートラ，ロード・タウン，ピーオーボックス3159	サウンド・ソリューションズ・インターナショナル・リミテッド	取消2013―300928	審判請求書副本
東京都中央区八丁堀３丁目14－２　東八重洲シティービル３階	株式会社グローバートナー	取消2014―300448	審決書謄本
オーストラリア国　2600　オーストラリア，オーストラリアン　キャピタル　テリトリー，キャンベラ，アララ　ストリート　40，レベル４，インベスト　オーストラリア	ザ　クラウン　イン　ライト　オブ　ザ　コモンウェルス　オブ　オーストラリア，シー／ー　デパートメント　オブ　インダストリー，ツアリズム　アンド　リソーシーズ（インベスト　オーストラリア）	取消2014―300717	審判請求書副本
東京都新宿区西新宿七丁目23番10号	株式会社ライフケアセンター	取消2014―300801	〃
オーストラリア国　エヌ．エス．ダブリュ．2478　バリナ　タマー　ストリート１／58	インパラ　プロプライアトリーリミテッド	取消2014―300979	〃

上記の書類は、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

平成27年５月15日

特許庁長官

建築士懲戒処分公告

建築士法（昭和25年法律第202号）第10条第１項の規定による処分をしたので、建築士法第10条第５項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成27年５月15日

国土交通大臣　太田　昭宏

１　処分をした年月日　平成27年４月23日
２　処分を受けた建築士の氏名、その者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別及びその者の登録番号　小川　俊一　一級建築士　第194568号
３　処分の内容　平成27年９月15日から業務停止４月
４　処分の原因となった事実　一級建築士事務所株式会社タートルプランニング（神奈川県知事登録第12959号、平成22年12月22日付け抹消）の業務に関し、独立行政法人住宅金融支援機構適合証明業務を行う一級建築士たる適合証明技術者として、十分な調査を行わず、住宅金融支援機構の技術基準に不適合である埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県内の住宅（30物件）に対して適合証明書を交付し、茨城県、埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県内の住宅（43物件）に対して、自ら現地調査を行わず適合証明書を交付した。

建築士法（昭和25年法律第202号）第10条第１項の規定による処分をしたので、建築士法第10条第５項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成27年５月15日

国土交通大臣　太田　昭宏

１　処分をした年月日　平成27年４月23日
２　処分を受けた建築士の氏名、その者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別及びその者の登録番号　前田　重敏　一級建築士　第300044号
３　処分の内容　平成27年９月15日から業務停止４月
４　処分の原因となった事実　香川県内の建築物（１物件）について、コープラス建築設計事務所（香川県知事登録第2264号）（以下、「コープラス建築設計事務所」という。）の業務に関し、建築確認申請の代理者として、平成25年12月25日付け日本ＥＲＩ株式会社名の虚偽の確認済証を作成して工事施工者に渡し、無確認工事を行わせしめた。

また、同県内の別の建築物（１物件）について、コープラス建築設計事務所の業務に関し、建築確認申請の代理者及び工事監理者として、確認済証の交付を受けずに工事が行われることを容認した。

建築士法（昭和25年法律第202号）第10条第１項の規定による処分をしたので、建築士法第10条第５項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成27年５月15日

国土交通大臣　太田　昭宏

１　処分をした年月日　平成27年４月23日
２　処分を受けた建築士の氏名、その者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別及びその者の登録番号　浜　　圭司　一級建築士　第329834号